

教育情報セキュリティポリシーガイドラインの概要（令和4年3月）

※ 情報セキュリティポリシーとは「組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書」のこと。

◆ 目的・経緯

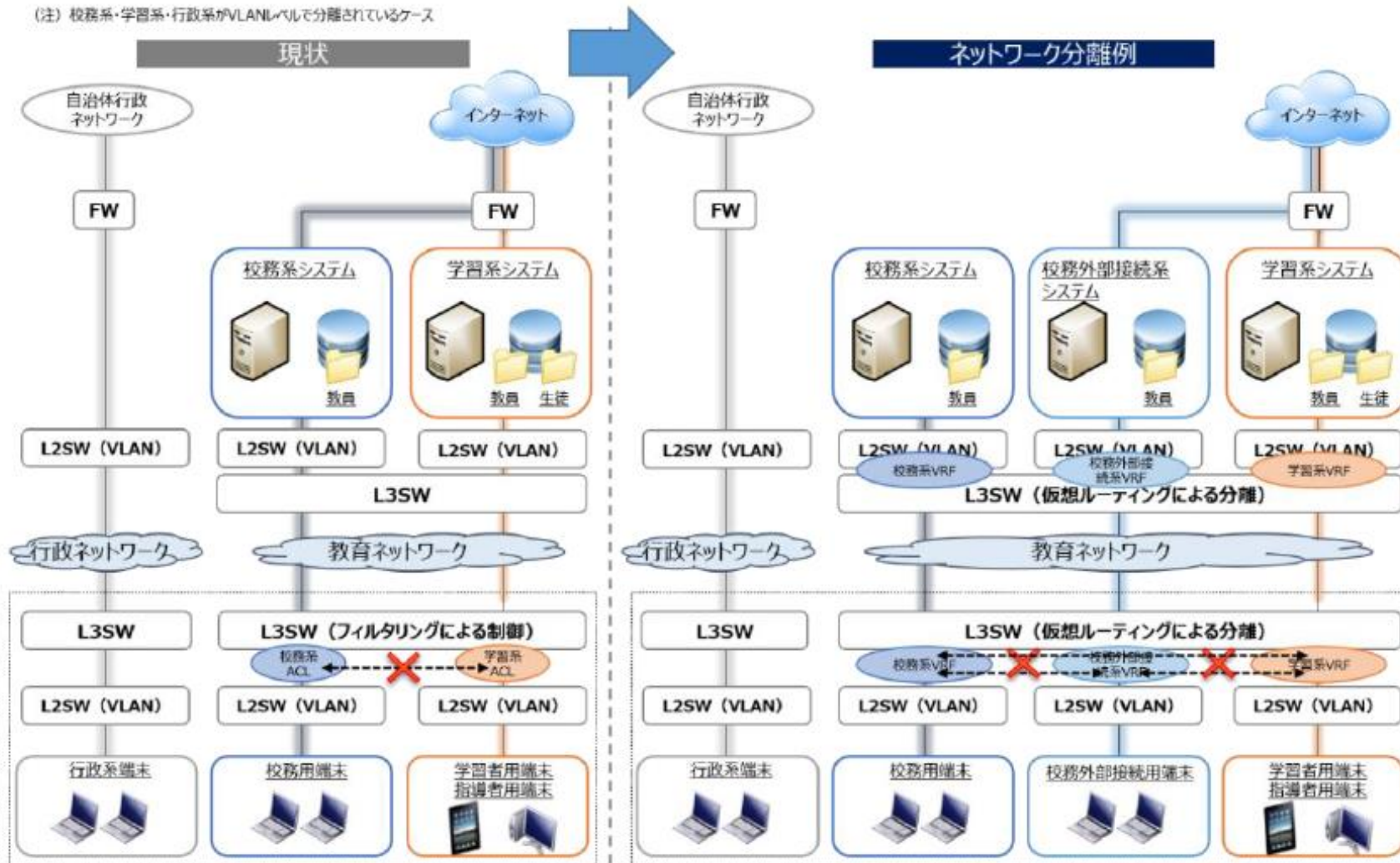
- 不正アクセス防止等の十分な情報セキュリティ対策を講じることが、学校における安全安心なICT活用のために必要不可欠。
各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考とするものとして、『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』を策定（平成29年10月）。
- セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきものであり、順次ガイドラインの改訂を実施。
【令和元年12月改訂】
・GIGAスクール構想の始動時に対応するために改訂。
【令和3年5月改訂】
・新たに必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するために改訂。
- 今回(令和4年3月)の改訂では、**①アクセス制御による対策の詳細な技術的対策の追記**や、**②「ネットワーク分離による対策」、「アクセス制御による対策」を明確に記述**するために実施。
なお、**対策方針や組織体制の在り方などの基本的な方針の変更は無い。**

教育情報セキュリティポリシーガイドライン 目次

- 第1章 本ガイドラインの目的
- 第2章 本ガイドライン制定の背景・経緯
- 第3章 地方公共団体における教育情報セキュリティの考え方
 - ①組織体制を確立すること
 - ②児童生徒による重要性の高い情報へのアクセスリスクへの対応を行うこと
 - ③標的型および不特定多数を対象とした攻撃等のリスクへの対応を行うこと
 - ④教育現場の実態を踏まえた情報セキュリティ対策を確立させること
 - ⑤教職員の情報セキュリティに関する意識の醸成を図ること
 - ⑥教職員の業務負担軽減及びICTを活用した多様な学習の実現を図ること
- 第4章 教育情報セキュリティポリシーの構成と学校を対象とした「対策基準」の必要性
- 第5章 教育現場におけるクラウドの活用について
(参考資料) 情報セキュリティ対策基準の例

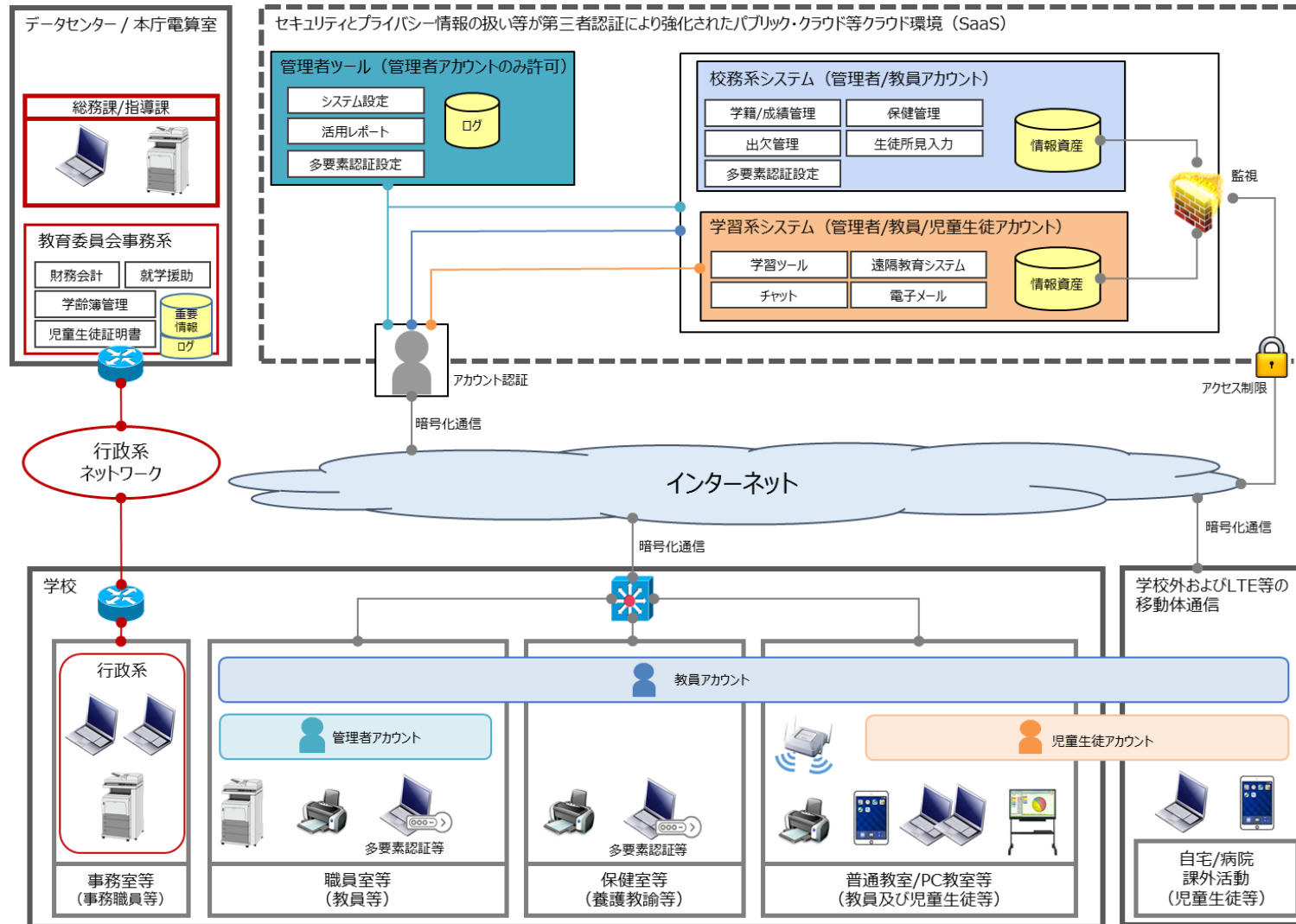
平成29年に打ち出した教育情報セキュリティ対策

(注) 校務系・学習系・行政系がVLANレベルで分離されているケース



インターネットと機微情報との分離の徹底

令和3年5月改訂で「今後の推奨」としているイメージ



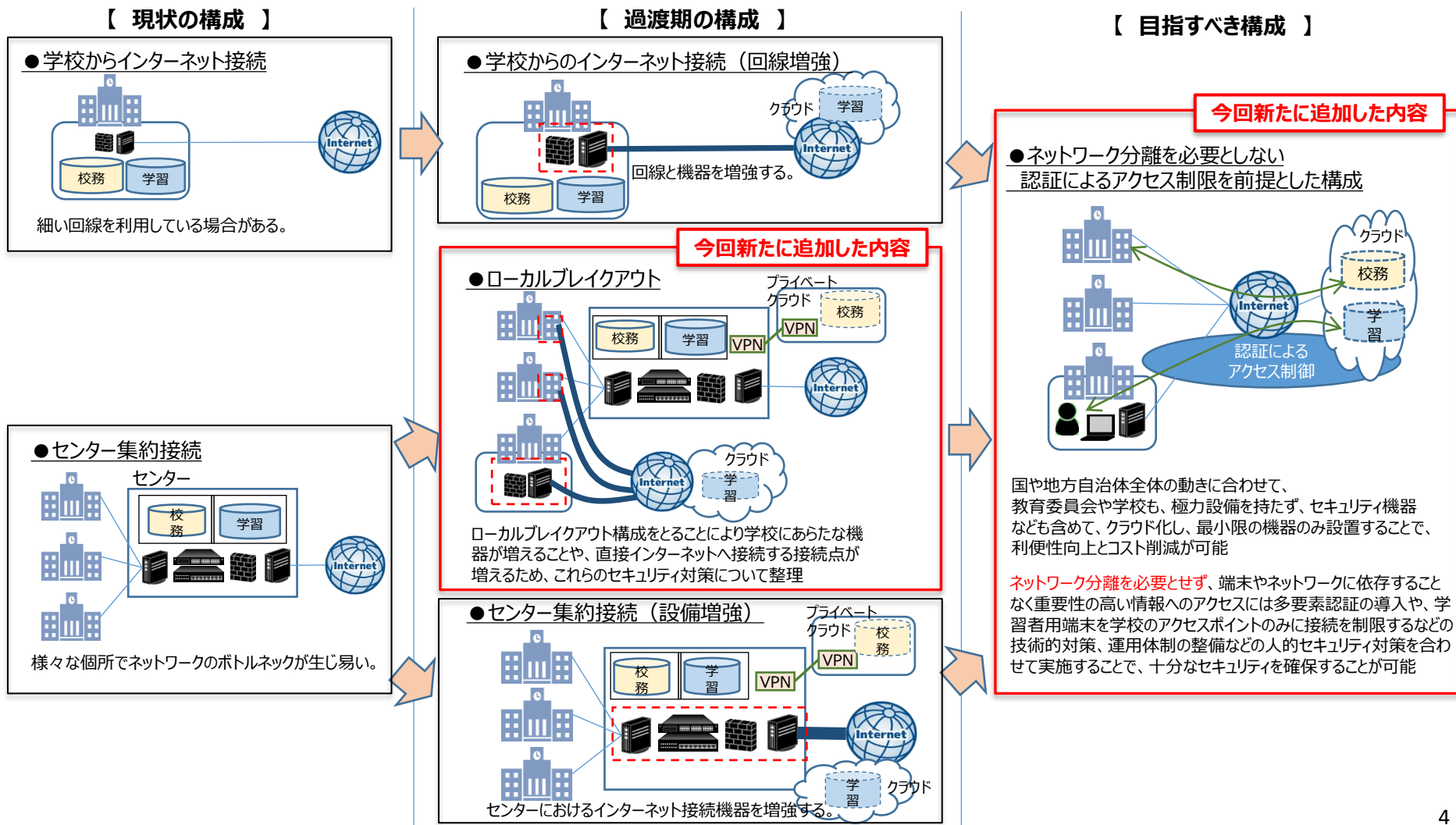
分離ではなくユーザ認証の徹底

ゼロトラスト・ネットワークを
意識

② 教育情報ネットワークの在り方について

■ 1人1台端末を利活用するにあたり、新たな教育情報ネットワークについて整理

現状のガイドラインに記載していない、一部の通信を直接インターネットへ接続するローカルブレイクアウト構成及びクラウドサービス利活用を前提とし、**ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制御を前提とした目指すべき構成を明確化。**



1.9. クラウドサービスの利用

1.9.1. 学校現場におけるクラウドサービスの利用について

ガイドライン初版（平成29年10月18日策定）においては、オンプレミスやプライベートクラウドの利用を想定した内容であった一方、パブリッククラウドサービスについては、利用を禁止してはいないが、機密性が低い情報資産に限定し、積極的な活用に向けた記述ではなかった。

令和元年12月版の改訂では、パブリッククラウドの特性を踏まえ、「1.9 クラウドサービスの利用」として、パブリッククラウドの利用に向けた考え方を追記した。

具体的には、パブリッククラウドサービスの積極的な活用に向けて、パブリッククラウドにおいて重要性の高い情報資産を取り扱うことも想定し、その特性に基づくメリット及び留意点、さらにその留意点を踏まえつつセキュリティ確保に関して検討・確認することが望ましい事項を記載した。

本項においては、学校現場におけるクラウドサービスの利用に関する考え方を示しており、基本的には、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（2018年6月7日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の内容を参考としている。

コラム

クラウドサービスの安全性を確認する規格

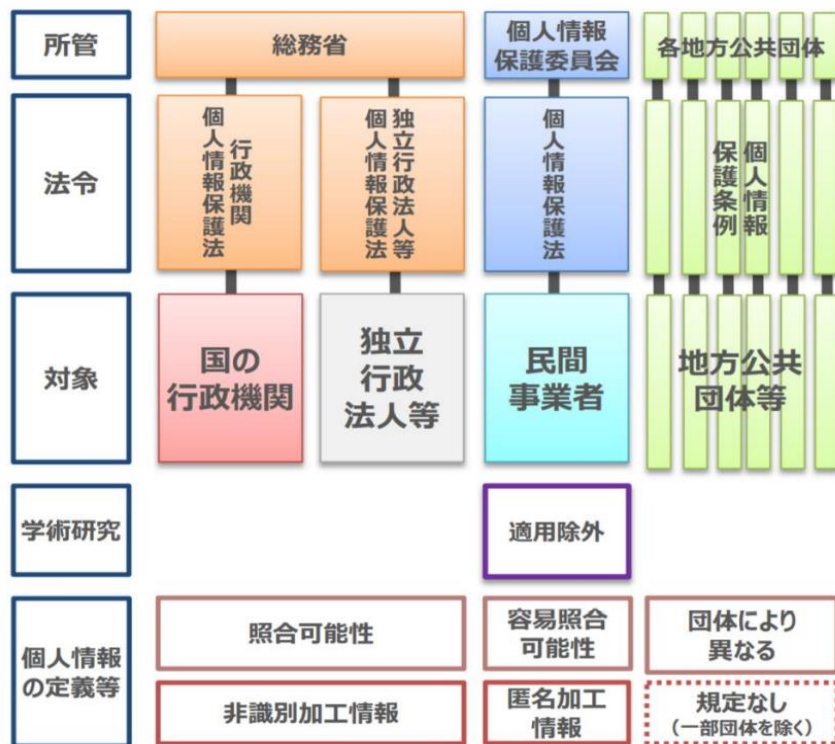
使用するクラウドサービスの安全性を確認するには、第三者機関の認証規格を取得しているかが一つの判断基準になります。

例えば、国際標準化機構によって定められたISO規格のISO/IEC27017、ISO/IEC27018等を確認するとよいでしょう。

個人情報保護法の改正内容(令和3年改正)

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



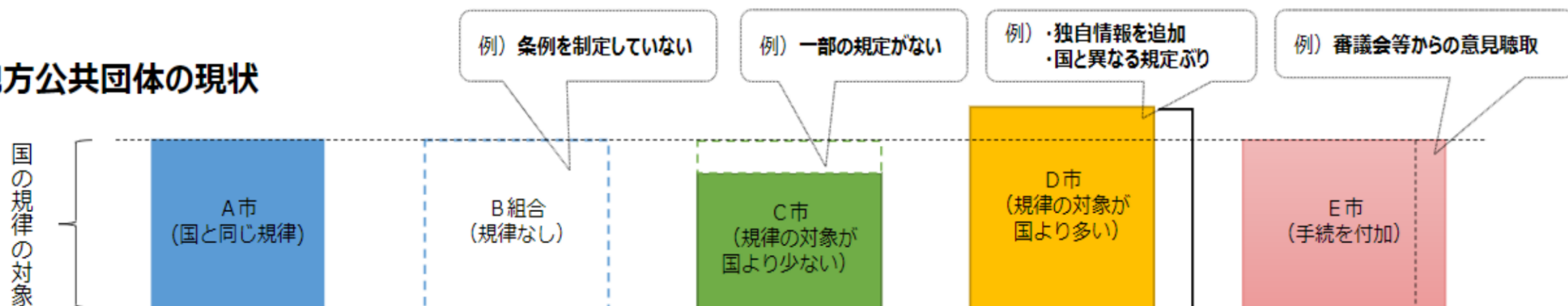
【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体における個人情報保護法制の変更

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

出典：

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf

「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）」 （R4.1.28から3.1まで意見募集を実施したもの）

11 条例との関係

令和3年改正法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としている。

こうした令和3年改正法の趣旨を踏まえて、法においては、条例で定めることが想定される次の事項について、委任規定が設けられている。

（略）

また、条例による独自の保護措置に関する規定である法第60条第5項（条例要配慮個人情報）を含む次の規定において、一定の事項について条例で定めることが許容されている。

（略）

一方、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。

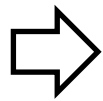
（略）

出典：

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000230246>

機器管理に関する事例

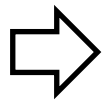
校務用の端末が校内で規定の場所がないということがあり、学校での確認と平行して、その端末のアクセスログを確認し、不正な利用がされていないことを確認した。端末は校内のロッカーで確認された。



- ・機器の適切な管理
⇒機器運用ルールを明確にしておくことにより、早期の異常検知
- ・ログ取得の重要性
⇒インシデント発生時に影響範囲や原因の特定

パスワード運用に関する事例

不在の職員のアカウントでログインしている状況が時折確認されている。これは、パスワードは個人で管理させているが、学校の管理者権限で学校内のパスワードの初期化ができたために行われていた。現在は、教職員のパスワードの変更は、本人と市教委からのみとしている



- ・パスワード権限設定の適切な運用管理
⇒クラウドサービス活用推進に伴いパスワード運用は特に留意が必要
- ・運用の随時見直し
⇒必要に応じて運用を見直すことも重要

本市業務委託先における個人情報等の流出について

本市の業務委託を請け負った事業者のパソコンがコンピュータウイルスに感染したことにより、電子メールのメールアドレスや氏名等の個人情報等が流出した可能性がある事例が判明しましたので、お知らせします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 概要

本市の業務委託を請け負った事業者のパソコンがコンピュータウイルス「Emotet」（エモテット）に感染したことから、本市業務委託において利用した電子メールにあった個人情報等が流出した可能性があるものです。

流出した可能性がある情報は、以下のとおりです。

- (1) 在宅医療・介護連携事例等発表会運営業務委託（令和2年度及び令和3年度）
当該発表会の参加者に関する情報（169件）
- (2) アウトリーチ事例検討会運営業務委託（令和2年度及び令和3年度）
当該検討会の参加者に関する情報（125件）
- (3) テイクアウトメニュー販売会 in 中央区業務委託（令和2年度）
参加店舗に関する情報（4件）

これから教育情報セキュリティに関わる方へのお願い

【教育委員会】

- ・デジタル化を進めて、紙やUSBなどからの情報漏えいを減らしましょう
- ・特に校務事務については、機微情報を取り扱うことから、デジタル化を進めるべきである
- ・クラウドの利用については、認証規格を取得していることを確認しましょう

【事業者】

- ・製品にセキュリティ対策機能を標準装備する
- ・セキュリティ製品単体でなく、総合的な提案を行う

【学校現場の教職員】

- ・教育委員会が策定したセキュリティポリシーを全ての教職員がしっかりと守りましょう